

■ よくある質問（子育て応援駐車場整備促進補助金）

Q 1 「子育て応援駐車場」とは？

A 1 ベビーカー使用者が安心して利用できる駐車区画のことをいいます。

Q 2 車椅子マークのみを表示すれば対象になりますか？

A 2 車椅子マークのみでは「子育て応援駐車場」であることが視認できないため、対象になりません。

ベビーカーマークの表示などにより、ベビーカー使用者が安心して利用できる子育て応援駐車場であることを明確に視認できることが必要です。

Q 3 表示するマークのデザインに指定はありますか？

A 3 デザイン（ピクトグラム・塗り色等）に市の指定はありません。

ただし、明確に視認できること。ベビーカー使用者が安心して利用できる駐車区画であることが誤認されないことが必要です。

Q 4 どのような表示をすれば「子育て応援駐車場」と認識されますか？

A 4 舗装面、壁面等に子育て応援駐車場であることが視認できる表示を行うことを要件としています。車椅子マークのみの表示は、子育て応援駐車場であることが認識できないため、補助対象外となります。

子育て応援駐車場の舗装面等への表示のデザイン（ピクトグラム、塗り色等）については市の指定はありませんが、以下の例を参考にしてください。

※「子育て応援駐車場」と視認できる例

ベビーカーマークのピクトグラム（国土交通省HPに掲載）や文字を組み合わせたデザイン

Q 5 区画の広さや整備場所に基準はありますか？

A 5 広さや設置場所に関する必須の要件はありません。

ただし、ベビーカーの使用者が安心して乗降でき、車内からベビーカーを円滑に積み下ろしできるよう、駐車区画の幅及び広さを十分に確保すること、また、施設の出入口付近に設け、ベビーカーの通行に支障となる段差がないことを推奨しています。

Q 6 未舗装の駐車場でも対象になりますか？

A 6 なりません。駐車区画は、アスファルト、コンクリート等（砂、砂利及び碎石を除く。）で舗装する必要があります。

Q 7 未舗装の駐車区画を舗装する際に要する経費は補助の対象になりますか？

A 7 舗装に要する経費は対象になりません。

Q 8 具体的にどのような費用が対象になりますか？

A 8 現在の一般駐車区画からの変更や、追加で「子育て応援駐車場」を整備することを前

提として

- (1) 駐車ライン（区画線）の引き直し費用
- (2) 車止めを移設、新規整備する費用
- (3) 駐車区画内及び建物壁面にピクトグラムや文字により「子育て応援駐車場」と視認できる表示を整備する費用
- (4) 「子育て応援駐車場」と視認できる看板等を整備（地面固着）するための費用
- (5) 「子育て応援駐車場」整備に伴い不要となる既存資材（整備に伴う交換に該当する物に限る）の撤去・処分にかかる費用

Q 9 駐車場全体の区画を整備する費用は対象になりますか？

A 9 子育て応援駐車場の整備に直接必要な範囲のみ対象となります。
※子育て応援駐車場の整備に直接必要な経費を明確にする必要があります。

Q10 既存の車椅子使用者用駐車区画や優先駐車区画を子育て応援駐車場に変更する場合は補助対象になりますか？

A10 対象になりません。新設又は増設する場合は補助対象となります。

既存の優先駐車区画等の改修ではないこととし、既に設置されている（例えば、車椅子使用者用）優先駐車場の数を減らし「子育て応援駐車場」を設置するなど、現在、優先駐車場を使用している人に不利益が出てしまうような場合は、対象外となります。一般駐車区画からの変更や追加で、「子育て応援駐車場」を整備する場合は、対象となります。

Q11 子育て応援駐車場の利用対象者向けの利用証はありますか？

A11 本市独自の事業である子育て応援駐車場の利用証はありません。

鹿児島県のパーキングパーミット制度では障害者や妊産婦を対象とした許可証を発行していますが、子育て応援駐車場とは対象者が異なりますので、利用証を利用の条件とせず、市民等にご利用いただけるようご配慮ください。

Q12 1つの施設で複数年にわたって申請することは可能ですか？

A12 1つの施設につき1年度1回まで、上限15万円を限度としています。複数年度に新たに区画を整備する場合は、その年ごとに申請可能です。